# ケアサポート凛　重要事項説明書

お客様（お客様のご家族）が利用しようと考えている居宅サービス等について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容をご説明いたします。わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問ください。

## １　法人概要について

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 有限会社　ヤマサキケアネット |
| 所　在　地 | 〒661-0043　尼崎市武庫元町１丁目２１－１４ |
| 連　絡　先 | 電話　０６－６４３２－４１５５<br>FAX　０６－６４３２－４１５６ |
| 代　表　者 | 代表取締役　　山﨑　正剛 |
| 設立年月日 | 平成１７年　１月２５日 |
| 事　業　内　容 | 障害福祉サービス |

## ２　お客様に居宅サービスを担当する事業所について

| | |
|---|---|
| 事　業　所　名 | ケアサポート　凛 |
| 所　在　地 | 〒661-0043　尼崎市武庫元町１丁目２１－１４ |
| 連　絡　先 | 電話　０６－６４３２－４１６０<br>FAX　０６－６４３２－４１５０ |
| 管理者　氏　名 | 山﨑　正剛 |
| 営　業　日<br>営　業　時　間 | 月曜日から金曜日<br>午前９時００分から午後５時３０分までとする。<br>（だだし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く） |
| サービス提供日<br>サービス提供時間 | 月曜日から日曜日及び祝日<br>午前８時００分から午後６時００分までとする。 |
| 事業所指定番号 | 居宅介護　重度訪問介護　同行援護<br>№２８１３００３０１５ |
| 営業開始時期 | 平成２３年１０月　１日 |
| 通常の事業の実施地域 | 尼崎市 |
| 事業目的・方針 | お客様が、心身の状態に応じて自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。事業の実施にあったては、市町村、相談支援事業所、関係機関などと綿密な連携をとり、総合的なサービス提供に努めます。 |

## ３　当事業所の従業員について

| 職　種 | 員数 | 業務内容 | 勤務体制 |
|---|---|---|---|
| 管理者 | １名 | 業務及び従業員の管理を行います | 常勤１名 |
| サービス<br>担当責任者 | ２名 | 居宅介護の利用申込みにかかる調整、居宅介護計画の作成、訪問介護員に対する技術指導、サービスの提供を行います | 常勤２名(兼務) |
| 介護従事者 | ８名 | 居宅介護・重度訪問介護計画に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。 | 常勤４名(兼務２名)<br>非常勤４名 |

（１）お客様に居宅介護サービスを提供する当事業所の従業員は、身分証明書を携行し、初回訪問時及びお客様やご家族から求められた際はいつでも提示をします。

## ４　サービス

お客様に対しては、次の中から選択されたサービスを、指定の時間帯に応じた提供をします。

| | |
|---|---|
| 身体介護 | ★身体介護とは、訪問介護員（ホームヘルパー）が（１）お客様の身体に直接接触して行う介助、並びに（２）これを行うために必要な準備及び後始末（３）お客様が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための、専門的な援助です。<br>① 起床介助 ② 就寝介助 ③ 排泄介助 ④ 衣服の着脱 ⑤ 整容<br>⑥ 清拭・洗髪 ⑦ 入浴介助 ⑧ 食事介助 ⑨ 体位交換 ⑩ 服薬の見守り ⑪ 通院介助 ⑫ その他 |
| 家事援助 | ★ 掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助です。<br>① 調理 ② 洗濯 ③ 住居の掃除・整理整頓 ④ 買い物 ⑤ 薬の受取り<br>⑥ 衣服の入替え ⑦ その他 |
| 通院等介助 | ★通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。 |
| 重度訪問介護 | ★重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | ★移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。<br>移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。<br>排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。 |

## ５　お客様負担額

（１）お客様の障害福祉サービス利用料

★利用料金の目安は、次表のとおりです【料金例】

| サービスの種類時間等 | | 利用（単位） | 自己負担額 |
|---|---|---|---|
| 身体介護 | 30 分未満 | 256 | 272 円 |
| | 30 分以上 1 時間未満 | 404 | 429 円 |
| | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 587 | 623 円 |
| | 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 669 | 710 円 |
| | 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 754 | 800 円 |
| | 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 837 | 888 円 |
| | 3 時間以上 | 921 に 30 分増すごとに 83 加算 | 977 円に 30 分増すごとに 88 円加算 |

| サービスの種類時間等 | | 利用（単位） | 自己負担額 |
|---|---|---|---|
| 家事援助 | 30 分未満 | 106 | 113 円 |
| | 30 分以上 30 分未満 | 153 | 163 円 |
| | 45 分以上 1 時間未満 | 197 | 209 円 |
| | 1 時間以上 1 時間 15 分未満 | 239 | 254 円 |
| | 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満 | 275 | 292 円 |
| | 1 時間 30 分以上 | 311 に 15 分増すごとに 35 加算 | 330 円に 15 分増すごとに 38 円加算 |
| 通院等介助（身体を伴う） | 30 分未満 | 256 | 272 円 |
| | 30 分以上 1 時間未満 | 404 | 429 円 |
| | 1 時間以上 1 時間３０分未満 | 587 | 623 円 |
| | 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 669 | 710 円 |
| | 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 754 | 800 円 |
| | 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 837 | 888 円 |
| | 3 時間以上 | 921 に 30 分増すごとに 83 加算 | 977 円に 30 分増すごとに 88 円加算 |
| 通院等介助（身体伴わない） | 30 分未満 | 106 | 113 円 |
| | 30 分以上 1 時間未満 | 197 | 209 円 |
| | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 275 | 292 円 |
| | 1 時間 30 分以上 | 345 に 30 分増すごとに 69 加算 | 366 円に 30 分増すごとに 74 円加算 |
| 同行援護 | 30 分未満 | 191 | 203 円 |
| | 30 分以上 1 時間未満 | 302 | 321 円 |
| | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 436 | 463 円 |
| | 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 501 | 531 円 |
| | 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 566 | 600 円 |
| | 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 632 | 670 円 |
| | 3 時間以上 | 697 に 30 分増すごとに 66 加算 | 739 円に 30 分増すごとに 70 円加算 |
| 重度訪問介護 | 1 時間未満 | 186 | 198 円 |
| | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 277 | 294 円 |
| | 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 369 | 392 円 |
| | 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 461 | 489 円 |
| | 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 553 | 587 円 |
| | 3 時間以上 3 時間 30 分未満 | 644 | 683 円 |
| | 3 時間 30 分以上 4 時間未満 | 736 | 781 円 |
| | 4 時間以上 8 時間未満 | 821 に 30 分増すごとに 85 加算 | 871 円に 30 分増すごとに 91 円加算 |

| サービスの種類時間等 | | 利用（単位） | 自己負担額 |
|---|---|---|---|
| 重度訪問介護 | 8 時間以上 12 時間未満 | 1505 に 30 分増すごとに 85 加算 | 1,596 円に 30 分増すごとに 91 円加算 |
| | 12 時間以上 16 時間未満 | 2184 に 30 分増すごとに 81 加算 | 2,315 円に 30 分増すごとに 86 円 |
| | 16 時間以上 20 時間未満 | 2834 に 30 分増すごとに 86 加算 | 3,004 円に 30 分増すごとに 92 円加算 |
| | 20 時間以上 24 時間未満 | 3520 に 30 分増すごとに 80 加算 | 3,732 円に 30 分増すごとに 85 円加算 |

月の合計サービス単位数に対して次表のとおりに加算、単位数が上乗せされます。

| サービス区分 | 福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅱロ |
|---|---|
| 居宅介護 | 44.1% |
| 重度訪問介護 | ― |
| 同行援護 | 44.1% |

お客様からは、受給者証の記載内容に基づき

**負担上限月額を限度として、居宅介護サービス費の１割の額を、利用者負担額としてお支払いいただきます。**

利用者負担額を除いた上記サービスにかかる利用料金に対しては、介護給付費が支給されます。介護給付費は本事業所が代理受領いたします。

注 1)「初回加算」及び「緊急時対応加算」時は、利用者負担額に加算されます。

（１）利用者は、サービスの対価として原則として給付総額の１割（市町の定める利用者負担月額上限を超える場合は月額上限額）を事業者に支払います。
ただし、介護給付費については、事業者が利用者に代わり市町村より代理受領します。

（２）事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。

（３）事業者は、居宅介護等の提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

（４）その他の料金

| | お　客　様　負　担　料　金 |
|---|---|
| 交　通　料　金 | 事業所から<br>片道５km 未満　　８００円（実費の範囲内で）<br>片道５km 以上１０km 未満　　１，０００円（実費の範囲内で）<br>片道１０km 以上５km まで毎に　　３００円を加算 |
| 複　写　物の交付 | 一枚につき１０円 |

| | お　客　様　負　担　料　金 |
|---|---|
| サービス実施の為にお客様のお宅で使用する電話料金 | 訪問した際に、やむを得ずお宅の電話をお借りした場合、お客様の負担となります。 |
| キャンセルの場合 | お客様のご都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料がかかります。<br>**キャンセルが必要になった場合は、直接事務所までご連絡ください。**<br>**連絡先：０６－６４３２－４１６０**<br>利用日の前営業日午後５：３０までにご連絡を頂いた場合は、**無料**。連絡が遅れた場合又はご連絡を頂かなかった場合は、**６００円（税込）**のキャンセル料をご負担頂きます。<br>※ただし、お客様の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。 |

注１）今後この料金体系を変更する場合はお客様に事前に文書をお渡ししご説明いたします。
注２）２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、お客様の同意の上で通常料金の２倍の料金をいただきます。
２人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）
- 体重が重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- 暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合
- エレベーターのない建物の居室から、歩行困難なお客様の外出介助する場合
- 深夜帯の訪問で、訪問地域の環境等を鑑みて、訪問介護員２人対応が望ましい場合

## ６　料金のお支払い時期と支払い方法について

| | |
|---|---|
| 利用料金の請求 | 請求書は毎月下旬までに前月分の請求をいたします。お支払い後、領収証を発行いたします。 |
| 利用料金の支払い方法 | 翌月２７日までに銀行振込、口座自動引落しの２通りの中から選べます。 |

## ７　担当者の変更について

サービスを提供する担当者（ホームヘルパー）の変更の場合は、窓口の担当者までご連絡ください。

## ８　事業者の責務について

（１）居宅介護サービス計画について

①当事業者は、お客様の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、お客様の「居宅介護サービス計画」を作成し、お客様に説明したうえでこれに従って、計画的にサービスを提供します。

②当事業所はお客様がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、「居宅介護サービス計画」の変更等の対応を行います。

（２）居宅介護サービスの提供内容の記録について

お客様に提供したサービス提供の記録は、サービス提供日から５年間保管します。記録は、お客様とそのご家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。

（３）秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について

当事業所及び従業員がサービスを提供する際に、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も従業者の在職中はもとより退職後においても正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の情報を使用する必要があります。

## ９　賠償責任について

①事業者の責任において、お客様の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業者はお客様にその損害を賠償いたします。

②事業者は「福祉事業者総合賠償責任保険」に加入しています。

## １０　緊急時の対応

サービス提供中にお客様に緊急の事態が発生した場合、お客様の主治医にご連絡するとともに、必要な対応を行います。その際、予め指定する連絡先にも連絡します。

## １１　相談・苦情窓口

（１）当事業所の利用相談・苦情窓口

当事業者が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら、担当責任者や次の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

窓口名　　ケアサポート凛
受　付　　月曜日～金曜日の（平日）午前９時～午後５時３０分
連絡先　　電話　０６－６４３２－４１６０
　　FAX　０６－６４３２－４１５０
担当者　　苦情解決責任者：山﨑　正剛
　　苦情受付担当者：　阿部　操

(２)その他

当事業所窓口以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口でも受付けています。

| | |
|---|---|
| 尼崎市健康福祉局<br>障害福祉課 | 尼崎市東七松町 1-23-1　本庁南館 1F<br>電話番号　０６－６４８９－６７５０<br>FAX　０６－６４８９－６３５１<br>受付時間　９：００～１７：００　月～金（祝日除く） |
| 兵庫県福祉サービス<br>運営適正化委員会 | 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内<br>電話番号　０７８－２４２－６８６８<br>FAX　０７８－２７１－１７０９<br>受付時間　１０：００～１６：００　月～金（祝日除く） |

## １２　虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|---|---|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者　　山﨑　正剛 |

（2）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

（3）虐待防止のための指針の整備をしています。

（4）従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（5）虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これをお住まいの地域の地域包括支援センターもしくは尼崎市高齢介護課に通報します。

## １３　暴力団等の排除について

事業者及び管理者は、暴力団員等ではないものとする。また、運営について暴力団等の支配を受けません。

# 個人情報の使用に係る同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１　使用する目的

（１）　利用者の居宅介護・重度訪問介護・同行援護（以下「居宅介護等」という。）に係る支給申請及び更新、変更のため

（２）　利用者に係る個別支援計画（居宅介護等計画）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

（３）　医療機関、福祉事業者、障害地域生活支援センター、居宅介護等サービス事業者、自治体、その他社会福祉団体等との連絡調整のため

（４）　利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合

（５）　利用者の利用する居宅介護等事業所内のカンファレンスのため

（６）　行政の開催する評価会議、サービス担当者会議

（７）　その他サービス提供で必要な場合

（８）　上記各号にかかわらず、緊急を要する時の連絡等の場合

２　使用にあたっての条件

（１）　個人情報の提供は、上記１に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に決して漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。

（２）　事業者は、個人情報を使用した会議・相手方・内容等の経過を記録し、請求があれば開示すること。

３　個人情報の内容

（１）　氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況・居住環境等事業者が居宅介護等のサービスを行うために行う最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

（２）　その他利用者及びその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報

４　使用する期間

（１）　令和　　年　　月　　日～契約書に記載の契約満了日

（２）　契約書第２条にある契約期間と同じ期間とし、契約期間が更新された場合は、自動的に同じ内容で更新されるものとする。ただし、上記契約満了日までに、契約解除があった後は利用者及び家族に関する個人情報を使用しないこと。